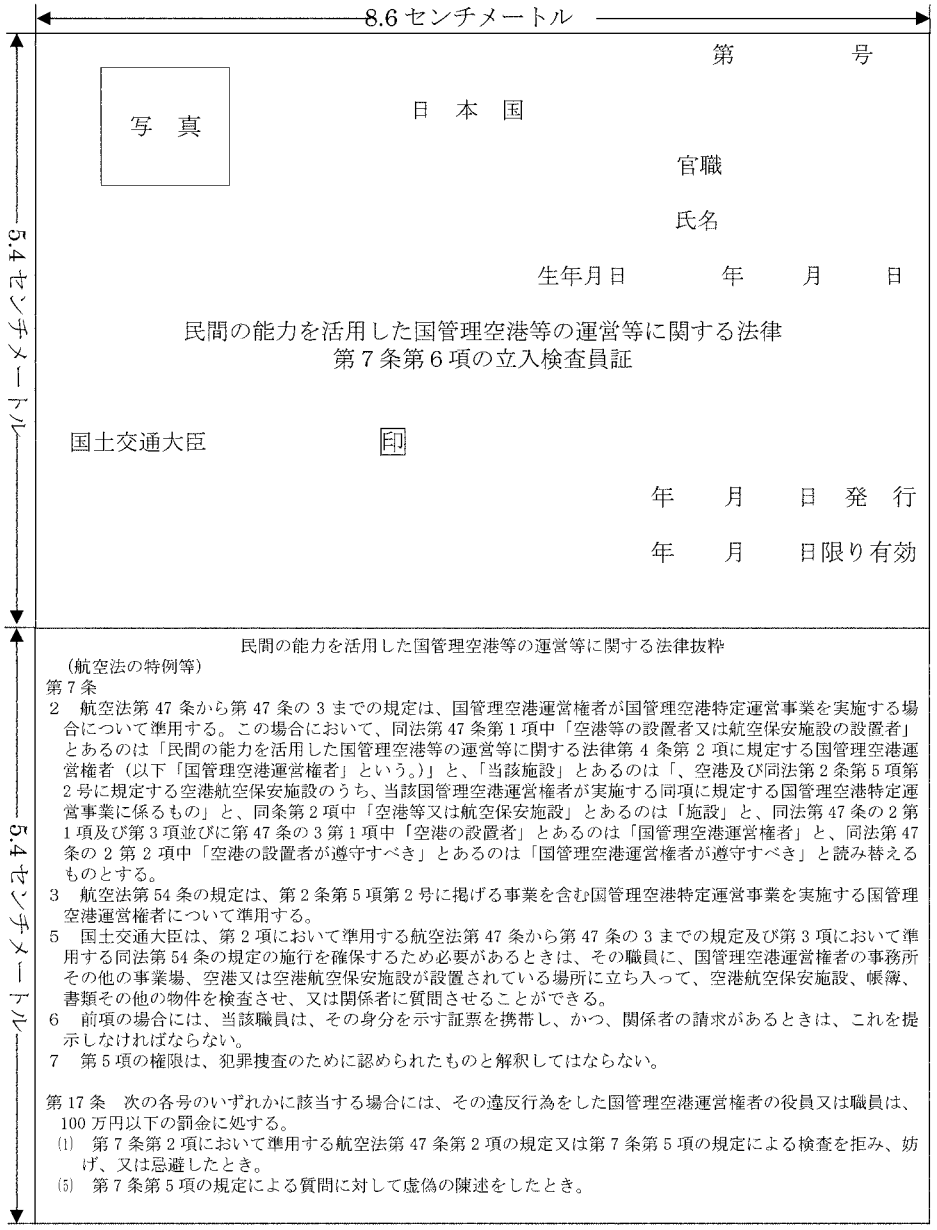
第１号様式（第２条関係）

（表）



民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋

（航空法の特例等）

第７条

２　航空法第 47 条から第 47 条の３までの規定は、国管理空港運営権者が国管理空港特定運営事業を実施する場合について準用する。この場合において、同法第 47 条第１項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第４条第２項に規定する国管理空港運営権者（以下「国管理空港運営権者」という。）」と、「当該施設」とあるのは「、空港及び同法第２条第５項第２号に規定する空港航空保安施設のうち、当該国管理空港運営権者が実施する同項に規定する国管理空港特定運営事業に係るもの」と、同条第２項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第 47 条の２第１項及び第３項並びに第 47 条の３第１項中「空港の設置者」とあるのは「国管理空港運営権者」と、同法第 47 条の２第２項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「国管理空港運営権者が遵守すべき」と読み替えるものとする。

３　航空法第 54 条の規定は、第２条第５項第２号に掲げる事業を含む国管理空港特定運営事業を実施する国管理空港運営権者について準用する。

５　国土交通大臣は、第２項において準用する航空法第 47 条から第 47 条の３までの規定及び第３項において準用する同法第 54 条の規定の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、国管理空港運営権者の事務所その他の事業場、空港又は空港航空保安施設が設置されている場所に立ち入って、空港航空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

６　前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

７　第５項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 17 条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国管理空港運営権者の役員又は職員は、100 万円以下の罰金に処する。

⑴　第７条第２項において準用する航空法第 47 条第２項の規定又は第７条第５項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

⑸　第７条第５項の規定による質問に対して虚偽の陳述をしたとき。

（裏）

第 19 条　国管理空港運営権者の役員又は職員がその国管理空港運営権者の業務に関して前２条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その国管理空港運営権者に対して各本条の刑を科する。

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則抜粋

（職権の委任）

第７条

２　法第７条第４項及び第５項の権限並びに法第８条第２項において準用する空港法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。

３　法第７条第４項及び第５項の権限は、空港事務所長も行うことができる。

航空法抜粋

（空港等又は航空保安施設の管理）

第 47 条　空港等の設置者又は航空保安施設の設置者は、国土交通省令で定める保安上の基準（空港にあつては、当該基準及び基本方針）に従つて当該施設を管理しなければならない。

２　国土交通大臣は、前項の空港等又は航空保安施設が同項の基準に従つて管理されることを確保するため、政令で定めるところにより当該施設について定期に検査をしなければならない。

（空港保安管理規程）

第 47 条の２　空港の設置者は、空港保安管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　空港保安管理規程は、前条第１項の保安上の基準に従つて空港（空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める航空保安施設であつて、空港の設置者が設置するものを含む。以下この条、第 55 条の２第２項及び第 148 条第４号において同じ。）の保安を確保するために空港の設置者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

⑴　空港の保安を確保するための管理の方針に関する事項

⑵　空港の保安を確保するための管理の体制に関する事項

⑶　空港の保安を確保するための管理の方法に関する事項

３　国土交通大臣は、空港保安管理規程が前項の規定に適合していないと認めるときは、空港の設置者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

（空港法第 14 条に規定する協議会における協議の特例）

第 47 条の３　空港保安管理規程を定めた空港の設置者を構成員に含む空港法第 14 条に規定する協議会（次項において単に「協議会」という。）は、同条に規定する事項のほか、空港における安全の確保に関し必要な事項について協議することができる。

２　前項の規定により協議会が同項に規定する事項について協議する場合には、空港法第 14 条第２項第２号中「見込まれる者」とあるのは、「見込まれる者及び当該空港の安全を確保するために必要な者」とする。

（航空保安施設の使用料金）

第 54 条　航空保安施設の設置者は、航空保安施設について使用料金を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　国土交通大臣は、前項の使用料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該航空保安施設の設置者に対し、期限を定めてその使用料金を変更すべきことを命ずることができる。

⑴　特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

⑵　社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、利用者が当該航空保安施設を利用することを著しく困難にするおそれがあるものであるとき。